第２次清須市男女共同参画プラン（中間見直し）　施策体系

資料３

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
１　人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	１　人権の尊重	１　人権に関する啓発活動の推進	市民に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物を配布し、啓発活動を推進します。	1	人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動	社会福祉課	継続	パンフレットや啓発物を配付し、人権啓発に務めている。	引き続き、パンフレット等を活用して啓発活動を推進する。	同左
				2	人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発広報活動を実施	社会福祉課	継続			
		２　人権教育の推進	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育などにおいて、幅広い年代を対象とし、人権問題をテーマとした研究会や講演会・講座等を開催します。	3	保育園、幼稚園における人権啓発活動の実施	社会福祉課	継続	保育園、幼稚園等における人権啓発活動や人権啓発講話を実施している。	引き続き、幅広い年代層に向け、人権問題に関する啓発広報活動に取り組む。	同左
				4	小・中学校や児童館での人権講話の実施、小・中学校の入学式・ＰＴＡ総会などの場を活用した人権啓発講話の実施	社会福祉課	継続			
			12月４日から12月10日までの「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼びかけ、明るく住みよい社会づくりを進めます。 【令和５年４月施行のこども基本法に基づきこどもの権利等に関する普及・啓発も必要となっているが含めるか。】	5	人権週間に合わせた市内啓発広報活動、各小・中学校での人権講話の実施	社会福祉課	継続	人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施している。	引き続き、人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施する。	同左
				6	市職員対象の人権研修の実施	社会福祉課	継続			
				7	高齢者虐待の予防啓発について、広報紙、ホームページに年１回掲載	高齢福祉課	継続	高齢者の虐待を予防するため、年１回高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催している。また、高齢者虐待防止、虐待の早期発見のため、地域包括支援センター、警察署、保健所、民生委員等と連携強化を図り、情報提供を呼びかけている。	高齢者の人権を守る観点から、高齢者虐待の予防啓発を行い、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見ができるよう今後も関係機関との連携強化を図る。	高齢者虐待の予防啓発を広報誌、ホームページに掲載し、地域包括支援センターや民生委員等と連携を図り、虐待の早期発見につなげていく。
				8	地域包括支援センターとの虐待連絡調整会議を月１回実施、民生委員との定例会による連携強化	高齢福祉課	継続			
				9	児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施	学校教育課	継続	児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話を実施している。	継続して校長講話を実施し、啓発活動に取り組む。	人権週間における校長講話により、児童生徒の人権に対する理解を深め、人権に係る啓発活動を行う。
				10	こども・若者の権利に関する啓発の実施	こども家庭課	新規			

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
１　人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	１　人権の尊重	3　人権相談窓口の充実	人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、人権に関する相談に随時応じます。	11	市内４地区での人権よろず相談の実施	社会福祉課	継続	奇数月に1回、市役所にて人権擁護委員による人権よろず相談を実施している。実施していない日は名古屋法務局の電話相談等にて対応を行う。	引き続き、人権擁護委員による人権よろず相談や名古屋法務局の電話相談等にて、人権に関する相談の対応に応じる。	同左
				12	人権擁護委員の日（６月１日）に合わせた市内２地区で啓発活動の実施	社会福祉課	継続			
	２　男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	1　広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	13	「広報清須」及び市のホームページを活用した情報提供の推進	生涯学習課	継続	広報及びホームページで講演会の開催案内を行っている。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。	広報及びホームページで講演会の開催案内を行っていく。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。	同左
		2　男女共同参画に関する講演会等の開催	市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図るため、講演会等を開催します。また、講演会等の企画、運営については、市民や市民団体との協働により行います。	14	清須市男女共同参画推進懇話会を中心とした、市民や市民団体との協働による講演会の実施	生涯学習課	継続	今年度においても年１回の講演会を開催し、市民の男女共同参画の啓発を実施していく。	清須市男女共同参画推進懇話会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行っている。日々変わる社会に対し清須市としての男女共同参画社会を目指していく。	今年度は以下の通り、講演会を実施予定。 日時：令和8年10月17日(土)13：30～ 場所：清洲市民センター　1階ホール 講師:特定非営利活動法人ＡＳＴＡのみなさん 演題：「ＬＧＢＴＱ＋出張授業～性の多様性を知ろう～」
		3　広報物のガイドラインの活用	市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインの活用を図ります。	15	平成28年10月に作成した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用を図る	生涯学習課	継続	平成28年10月に清須市男女共同参画表現ガイドライン「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン　～　一緒に考えよう！その表現！　～」を作成。	今後、検討課題等が出た場合は、懇話会の中で見直し・修正等を行っていく。	引き続きガイドラインの活用を図る。
				16	広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知及び活用を図る	人事秘書課	継続	広報連絡員会議（例年5月開催）で周知した。写真やイラストを使用する際には、男女の対等な表現に配慮している。 ・数的バランス ・行為やジェスチャーでのバイアスに配慮（料理する人物は男女両方載せるなど）	広報紙や刊行物について、ガイドラインが生かされているかのチェック体制を構築する。	広報紙は校了前に広報担当者複数人で全文読み合わせを実施しており、ここでガイドラインに沿った表現となっているかチェックを行う。

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
１　人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	３　男女共同参画を推進する教育・学習の充実	１　学校等における男女平等を推進する教育の充実	学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図るとともに、子どもを指導する立場である教職員等に対して、意識啓発を図る。 また、男女平等意識の醸成を進めるため、男女混合名簿への移行について検討していく。	17	道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施	学校教育課	継続	道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施している。	引き続き、人権尊重や男女平等意識について授業で取り組み、教職員等に対して意識啓発に取り組む。	男女の相互理解を深めること、お互いの人権を尊重することの大切さについて、意識できるよう取り組みを進める。 教職員においても、人権意識の向上や相互理解の大切さを意識できるよう啓発活動に努める。
				18	市校長会、市教頭会等の会議における啓発、各校の教職員等への意識啓発を促す	学校教育課	継続	市校長会、市教頭会等の会議における啓発、各校の教職員等への意識啓発をしている。		
		２　男女共同参画に関する学習機会の充実	市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など、学習機会の充実を図ります。	19	生涯学習講座、家庭教育講座における男女共同参画に関するプログラムの充実	生涯学習課	継続	新規講座を立ち上げる際に、なるべく男女共に参加しやすいような内容の講座を選んでる。	引き続き、男女共同参画に関するプログラムを意識し、講座を計画していく。	同左
				20	土日など、働いている男女ともに参加しやすい柔軟な事業の開催	生涯学習課	継続	平日の昼間だけではなく、夜間や土日に開催する講座も取り入れている。	引き続き、日中に働かれている方々が参加しやすいような講座の開催を検討していく。	同左
				21	「広報清須」及び市のホームページにて、市民及び各種団体に講演会の開催を周知し、啓発を図る	生涯学習課	継続	年に一度、男女共同参画推進をテーマにした講演会「男女共同参画講演会」を開催しており、市ホームページや広報などを通じて開催通知をしている。	引き続き、年に一度男女共同参画講演会を開催し、男女共同参画推進を啓発する。	同左

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
２　政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	１　市におけるポジティブ・アクションの推進	1 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。また、女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。	22	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ	全課	継続	【人事秘書課】表彰者審査委員会の女性委員登用率の実績は55%以上であり、目標を達成している。 特別職報酬等審議会は、必要の都度、開催するものであり、ここ数年は開催していない。 【企画政策課】委員は役職による登用が多いため、関係機関における人事配置等の影響が大きい。 【危機管理課】交通防犯係が所管する交通安全関係の審議会への女性委員の登用は進んでいない。交通安全関係の審議会委員は各関係機関の特定の職の方を充て職として登用しているので、男性が多い傾向にある。 【財産管理課】現在、委員会等の設置予定はない。過去において清須市公共施設個別施設計画（仮称）策定委員会への女性委員（１名）の登用あり。 【保険年金課】令和７年度に改選を行い、女性登用率は22%から30%へ上がったが、目標値には達しなかった。役職による登用も多いため、附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけが必要である。 【生活環境課】女性委員の割合は男性委員の割合とほぼ同数。今後も女性委員の登用を継続していく。 【産業課】産業課管轄の委員会では、少しずつ女性委員が増えつつあるが、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高い。 【社会福祉課】障害支援区分認定審査会に女性委員が不在。 【高齢福祉課】高齢福祉課の附属機関、委員会での女性委員の登用は、全体の委員数に対して女性の割合は半数程度となっている。 【こども家庭課】充て職のため女性委員が減少している。　清須市要保護児童対策地域協議会では17人中5人を登用している。 【児童保育課】全体の委員数に対して女性の割合が多くなっています。 【健康推進課】健康づくり推進協議会委員について13人中4人が女性委員となっている。 【都市計画課】都市計画審議会及び公共用地等検討審議会においては、それぞれ8名中3名が女性である。空家等対策協議会は、女性が0人であるため、女性登用を検討していく。 【学校教育課】女性委員のいない審議会等はない。今後も適任者を登用するよう努めている。 【スポーツ課】スポーツ推進委員については、令和８年４月１日時点では、男性19名、女性16名となっており、目標値を維持できている。 学校施設開放運営委員会については、男性10名、女性4名となっており、積極的な女性登用が維持できなかったため、次回委員会設置の際に積極的に女性登用をする。 【給食センター】運営委員については、各学校の校長及びPTA会長に依頼しており、目標値の維持が困難な状況である。	【人事秘書課】表彰者審査委員会の女性登用率は現状を維持し、特別職報酬等審議会は組織する際には30%以上の登用を図る。 【企画政策課】第２次男女共同参画プランに定める40%以上を達成できるよう登用を図る。 また、令和７年度からを計画期間とする清須市第３次総合計画についても、同程度の目標値を設定することで、計画間の整合を図る。 【危機管理課】地域防災計画の中に「男女双方の視点等に配慮した」という内容が盛り込まれており、今後も女性の登用を積極的に考えていく。 【財産管理課】今後、委員会の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。 【保険年金課】現在の国民健康保険運営協議会委員は令和７年１０月３１日で任期が終了する。これまでの取り組みを継続・維持できるよう改選を行う。 【生活環境課】女性の登用率の継続。 【産業課】全ての委員で女性の割合を２～３割へ引き上げる。 【社会福祉課】女性委員の登用。 【高齢福祉課】今後の委員の選任においては、女性が参画できるよう積極的に働きかける。 【こども家庭課】審議会及び協議会等において女性委員の登用に努める。 【児童保育課】現状を維持する。 【健康推進課】引き続き、女性委員の登用に努める。 【都市計画課】現在登用されている女性委員数を確保。（都市計画審議会は議員２名が委嘱されており毎年委員が代わるので女性委員数に変化がある） 【学校教育課】今後も、適任者へ委嘱していく。 【スポーツ課】各委員会委員選出の際に、女性登用の話題を出し、積極的な女性登用を行っていく。 【給食センター】学校給食センター運営委員会委員の構成について、女性登用率50%以上を継続していく。	【人事秘書課】現在の登用率を維持できるように努める。 【企画政策課】清須市第３次総合計画（前期計画）で定める目標値「40%以上60%以下」を達成できるよう登用を図る。 【総務課】特に交通安全関係の審議会の委員に関係機関等に女性団体の特定の職の方を充て職として登用する検討をしていく。 【危機管理課】交通安全関係の審議会の委員に関係機関等に女性団体の特定の職の方を充て職として登用する検討をしていく。 【財産管理課】委員会等の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。 【保険年金課】現在の国民健康保険運営協議会委員は令和１０年１０月３１日で任期が終了する。引き続き附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけを行う。 【生活環境課】 ・委員会構成団体への女性役員登用の働きかけを行う。 ・委員募集の際の広報・周知の推進をする。 【産業課】引き続き女性委員の登用に向けて周知する。 【社会福祉課】女性委員の登用 【高齢福祉課】今後の委員の選任においても、女性が参画できるように積極的に働きかける。 【こども家庭課】減少することがないように現状維持に努める。 【児童保育課】今後の委員の選任においても、女性が参画できるように働きかける。 【健康推進課】引き続き、女性委員の登用に努める。 【都市計画課】任期まで女性委員数を確保しているが引き続き女性委員の登用に努める。 【学校教育課】委員の改選時において、適任者を委嘱するとともに、女性委員の登用により、幅広い意見を反映していく。 学校関係審議会等へは、偏りのないよう、適任者へ委嘱していく。 【スポーツ課】附属機関並びに関連団体に対して、推薦いただく場合の女性推薦を働きかける。 【給食センター】各学校の校長、PTA会長以外に女性教諭の給食主任も出席いただくように働きかける。
				23	委員募集の際の広報・周知の推進	全課	継続			
				24	登用状況の定期的な調査及び公表	全課	継続			

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	1	2 女性管理職への登用	個人の適性や能力を踏まえ、性別にとらわれず管理職員への登用を行います。	25	男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底	人事秘書課	継続	管理者への登用は、男女の区別はせず個人の適性や能力により行っている。達成率や目標値設定などについては、国の動向や他団体の状況を注視する必要がある。	女性職員の管理職員への登用を推進しないのではなく、男女の区別はせず個人の適性や能力を踏まえ、組織全体で考えて登用する。	現年度と同程度の職員数を登用する。
	2 女性のエンパワーメントへの支援	1 人材の育成と確保	女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。	26	女性の会、清須市男女共同参画推進懇話会を中心としたリーダー研修への参加の呼びかけ	生涯学習課	継続	清須市男女共同参画推進懇話会や女性の会等を中心にリーダーの参加を呼びかける。また、県が主催の研修会等の案内があれば周知する。	今後も継続して、県などが行う研修会や講座へ参加を呼びかける。	県が主催の研修会等の案内を各種団体へ配布し、多くの方が参加できるよう周知を図る。
				27	小・中学校における女性の役職者の登用を図るとともに、研修や講座等への積極的な参加を支援	学校教育課	継続	研修や講座等への参加の支援に努めている。	研修や講座等への積極的な参加を支援する。	研修や講座等への参加の支援に努めていく。
			女性の人材に関する情報を幅広く収集します。	28	女性リーダーのロールモデルなどについての調査研究・情報提供	生涯学習課	継続	女性の人材育成に特化するという意識が希薄。意識啓発が必要。また、特に調査研究等は行っていない。	女性の人材育成に対し、意識啓発に努めていく。	同左
				29	小・中学校におけるキャリアデザインを意識した教育の実施	学校教育課	継続	研修や講座等への参加の支援に努めている。	研修や講座等への積極的な参加を支援する。キャリア教育の充実を図るため、情報収集や調査研究に努める。	人権尊重や男女同権を意識したキャリア教育が実施できるよう、情報収集や調査研究に努める。
3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大	1 家庭や地域における男女共同参画の促進	1 家庭生活における男女共同参画の促進	家庭において男女がともに家事・育児・介護などについて協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。	30	男女共同参画講演会等を通じた啓発活動	生涯学習課	継続	男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っている。	今後も男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っていく。	男女がともに協力して様々な物事に取り組む意識啓発を促すような内容を検討する。
				31	父親の参加しやすい土曜日に、児童館及び子育て支援センターにおいて講演会等を開催し、父親への育児参加の啓発を図る	児童保育課	継続	児童館及び子育て支援センターでは、父親の参加しやすい土曜日に親子で参加できる事業を開催し、父親も育児に参加するよう啓発しています。しかし、父親が参加する割合が低いのが課題。	今後も継続して事業を展開し、父親の育児参加を啓発していく。	たんぽぽ園において、親子参加の療育を行います。児童館・児童センター及び子育て支援センターにおいては、母親だけでなく父親も参加できる行事を行う。
				32	体験・参加型のパパママ教室の開催	こども家庭課	継続	体験・参加型のパパママ教室を実施することで多くのパパの参加が見られた。	教室に、多くのパパが参加できるように普及啓発していく。また、内容も参加者の希望を取り入れるように工夫していく。	休日にパパママ教室を実施したり、人気のある講座の実施回数を増やした。また、内容も体験・参加型の教室を実施することで多くのパパの参加が見られた。
				33	男性の育児参加への啓発に向けた情報提供	こども家庭課	継続			

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
３　家庭や地域社会における男女共同参画の拡大	１　家庭や地域における男女共同参画の促進	1 家庭生活における男女共同参画の促進	男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進するとともに、男性がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設の改善を検討します。	34	親子向けの家事教室や料理教室の開催	生涯学習課	継続	現状、男性に特化した家事講座は行われていないが、親子講座を実施し、男性も家事・育児へ参加する機会を促した。	男性が興味を持つような家事講座を検討し、計画・実施していく。	男性が興味を持ち参加しやすい講座を計画する。また、家事･育児への参加も促すための親子講座を実施する。
				35	公共施設の新築・改修時における、男性の育児・介護への参画の視点を取り入れた計画の検討	財産管理課	継続	ベビーベッド　本館3箇所・西館4箇所 授乳室　本館1箇所・西館1箇所 キッズスペース　本館2箇所・西館1箇所 バリアフリートイレ　本館3箇所・南館2箇所・西館4箇所	来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組むとともに、利用者の要望に耳を傾け、検討をしていく。 南館を改修し、保健センターを整備。駐車場から保健センターまでバリアフリーな導線を確保。ベビーカーごと入る親子トイレ、授乳室を整備。	庁舎西館の供用開始及び南館１～３階の改修 全庁舎階層表記の見直し、バリアフリートイレにおけるベビーシートや男性用トイレにもベビーチェアの設置、庁舎におけるバリアフリー化の推進など
		2 地域活動等への参画の促進	男女がともにさまざまな地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。	36	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の後方支援	高齢福祉課	継続	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動を支援していく。また、男性が参画しやすい地域づくりの啓発を勧めていく。	社会福祉協議会の地区サロンの活動支援	社会福祉協議会が実施している地区サロンの活動の広報・ホームページ等によるPRを行う。
				37	家庭や地域社会にかかる講座の実施	生涯学習課	継続	家庭や地域においても、活用できるような生涯学習講座を開催している。	今後も、家庭や地域社会などへの参加しやすいような生涯学習講座を検討し、実施していく。	家庭や地域社会に係る講座を実施する。
			町内会や老人クラブ、ＰＴＡ、子ども会など、各地域におけるさまざまな地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。	38	老人クラブにおける、高齢者に向けた男女共同参画についての啓発	高齢福祉課	継続	老人クラブなどの地域活動において、男性の参画の機会の提供、参加を促す。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に、啓発を行う。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に、啓発を行う。
				39	男女共同参画講演会等を通じた周知活動	生涯学習課	継続	男女共同参画講演会の開催等を周知し、市民への男女平等の理解を深めている。	今後も、男女共同参画講演会等を通じて周知し、市民への男女平等の理解を深めていく。	講演会の開催案内を広く周知するため、各種団体等へ案内をする。
	２　防災分野における男女共同参画の促進	1 防災分野への男女共同参画の視点の盛り込み	自主防災組織などの地域における防災の取り組みに対し、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう支援するとともに、子どもや若者、高齢者、障害のある人、ＬＧＢＴＱなど、多様な人々への配慮にもつながるよう取り組みます。 また、避難所などの場所において、多様なニーズに応じた安全が確保されるよう配慮し、個人の人権を尊重したうえで、男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品などを整備します。	40	自主防災組織規約への、積極的な女性の登用についての項目等の盛り込みの検討	危機管理課	継続	自主防災訓練の場で、避難所運営委員に女性の参加の大切さを周知しているが、自治会において積極的な女性の登用に直結していない。	自主防災組織規約の中で、積極的に女性を登用できるような項目等を増やすことを検討し、地域に啓発する。また、自主防災訓練での職員派遣等を通じて、避難所運営における女性の視点の大切さを周知していく。	積極的に自主防災組織への女性の登用を周知するとともに、市が開催する防災講座にて被災者支援に携わるNPO法人に講演していただき、避難所運営に女性が携わることの重要性の理解促進に務める。
				41	防災会議委員等への女性の積極的な活用	危機管理課	継続			
				42	避難所における男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品の整備や、プライバシーの尊重・着替え・授乳用の間仕切りの設置の検討	危機管理課	継続			

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
4 男女がともに働きやすい就業環境の実現	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	1 多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方に関して関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。 就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。	43	商工会総代会、企業懇話会等の機会における情報提供、意識啓発の推進	産業課	継続	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女共同参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発を行うことができている。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。
		2 仕事と家庭・地域生活との両立の支援	保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実と、ワーク・ライフ・バランスを保つために家庭における介護サービス等の充実を図ります。	44	子育て支援センターの充実	児童保育課	継続	子育て支援センターにおける家庭の支援、児童の保育が家庭で一時的に困難になった時の一時保育、低所得者に配慮した保育料の設定、病児・病後児保育の提供等を行うことで父母ともに安心して就業できる環境の整備を行っている。	保育サービスについて、市民の方へ分かりやすく周知を図ります。	保育サービスについて、市民の方へ分かりやすく周知を図ります。
				45	保護者のパートや病気入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になったときの一時的保育の充実	児童保育課	継続			
				46	低所得者に配慮した保育料の設定	児童保育課	継続			
				47	広報紙や市のホームページ、パンフレット等を活用し、介護保険サービス（デイサービスなショートステイ）の必要に応じた利用の働きかけ	高齢福祉課	継続	介護支援専門員により、必要に応じた介護保険サービス・福祉サービス等の利用の働きかけを行っている。	今後も介護支援専門員、地域包括支援センターにより、必要に応じた介護保険サービス、福祉サービス等の利用の働きかけを行う。	介護支援専門員・民生委員・市民等へ介護保険サービス・福祉サービス等の周知を図る。
			また、育児休業、介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者に働きかけを行います。	48	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、利用の働きかけ	産業課	継続	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女共同参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発を行うことができている。	
				49	市のホームページや子育てアプリ「キヨスマ」を活用した啓発の促進	児童保育課 こども家庭課	継続	【児童保育課・こども家庭課】広報などで事業者には啓発可能であるが、児童保育課で直接の働きかけをするのは困難な状況です。	【児童保育課・こども家庭課】周知のため、広報ホームページ等により啓発に努めます。	【児童保育課・こども家庭課】周知のため、広報ホームページ等により啓発に努めます。
				50	カスタマー・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けての啓発の促進	産業課 人事秘書課	新規			
			ファミリー・フレンドリー企業（育児・介護等の生活と仕事が両立できるような制度を持つ企業）への登録を促進します。	51	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、ファミリー・フレンドリー企業登録への呼びかけ	産業課	継続	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女共同参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、呼びかけに努めていく。	
				52	「広報清須」、市のホームページ等によるファミリー・フレンドリー企業登録への呼びかけ	産業課	継続	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女共同参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、呼びかけを行うことができている。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、呼びかけに努めていく。

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
4 男女がともに働きやすい就業環境の実現	2 雇用の分野における男女平等の推進	1 男女の均等な雇用機会の確保と推進	国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。	53	商工会総代会、企業懇話会等の機会を通じた働きかけ	産業課	継続	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女共同参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行うことができている。また、障碍者雇用に対する啓発や啓発も実施している。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。また、障碍者雇用に対する啓発や啓発も実施していく。
		2 農業・自営業者における労働環境の改善	農業や自営業に従事する家族従業者の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。 また、協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	54	尾張農林水産事務所農業改良普及課との連携による「家族経営協定」等の情報提供や啓発	産業課	継続	【産業課】産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女共同参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。 【生涯学習課】各種情報提供に努めている。	【産業課】尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定J「女性認定農業者」等の情報提供や啓発を行うことができている。 【生涯学習課】引き続き各種情報提供に努めていく。	【産業課】尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」「女性認定農業者」等の情報提供や啓発に努めていく。 【生涯学習課】同左
				55	尾張農林水産事務所農業改良普及課との連携による「女性認定農業者」制度の普及		継続			
	3 女性のリカレント教育の推進	1 職業能力の向上や再就職への支援	関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。	56	あらゆる機会での各種情報提供の推進	産業課 生涯学習課	継続	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女共同参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	各種情報提供を行うことができている。	各種情報提供に努める。
				57	県で行う研修等への参加の促進		継続			
5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり	1 安心して生活できる福祉サービスの充実	1 高齢者の自立の支援	介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。	58	介護保険サービスの利用支援	高齢福祉課	継続	介護保険サービス・福祉サービス等の提供により、高齢者が自立した生活ができるように支援している。	介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援を継続する。	地域包括支援センター・介護事業所を通じ、介護保険サービス・福祉サービス等の周知を図る。
				59	配食サービス事業や要介護認定非該当者に対するヘルパー派遣事業、デイサービス事業の提供などの市独自事業の提供による自立生活の支援	高齢福祉課	継続			
				60	単身高齢者等に対する福祉サービス事業の実施	高齢福祉課	継続			
				61	介護している家族への支援	高齢福祉課	継続			
				62	介護予防事業の実施	高齢福祉課	継続			
				63	民生委員と連携した福祉サービス事業の利用勧奨	高齢福祉課	継続			

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
５　福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり	１　安心して生活できる福祉サービスの充実	2 障がい者の自立の支援	障がいのある人の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう、障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。	64	アンケートなどによる福祉サービスのニーズの的確な把握と適切な福祉サービスの提供	社会福祉課	継続	困り事があって社会参加できていない障がい者の存在。 障がいの程度に応じた適切なサービスを実施する必要がある。	ニーズの把握に努め、事業所等と連携し、適切なサービス提供にも努める。	障害福祉計画に関連して実施するアンケート結果を検証し、適切なサービス提供を図る。
		3 ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活が送れるよう福祉サービスの充実を図ります。	65	18歳未満の児童を監護・養育しているひとり親家庭への児童扶養手当、愛知県遺児手当、清須市遺児手当の支給	こども家庭課	継続	【こども家庭課】児童扶養手当等受給者は横ばい状態ではあるが、ひとり親家庭への各種手当支給を適切に実施していく。就労相談はインターネットやハローワークの利用者が増え、市役所の窓口・電話相談は減っているが、相談があった場合は、各機関と連携し、きめ細かく丁寧に支援をしていく。 就労に繋がる資格取得を目指し各種学校等の養成機関で修業する方へ自立支援給付金制度の周知及び給付を行う。 家庭生活支援員の派遣については利用する方が今現在ないが、希望者があった場合は食事の世話や住居の掃除などの支援をしていく。	【こども家庭課】ひとり親家庭への各種手当支給を適切に実施していく。児童扶養手当等現況届提出期間（8月1日～31日）にマザーズハローワークによる出張相談日を設け、就労相談等の支援や相談を受け、必要に応じて他機関と連携し自立に向けてきめ細かく丁寧に支援をしていく。	【こども家庭課】他機関とも連携を取りながら、児童扶養手当等現況届提出期間（8月1日～31日）にマザーズハローワークによる出張相談日を設け、現況届提出時に必要な方には就労相談等を行い、自立した生活が送れるように各種サービス等を提供していく。
				66	ひとり親家庭で、親が疾病などで日常生活に支障が生じている場合、家庭生活支援員の派遣による、食事の世話や住居の掃除などの支援	こども家庭課	継続			
				67	自立支援員による就労相談等の支援の充実	こども家庭課	継続			
		4 外国人女性への支援	在住外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。	68	財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳（英語、中国語）」、電話通訳（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語）の活用促進による情報の多言語での提供	生涯学習課	継続	子育てアプリ「キヨスマ」では、6カ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信。また、公益財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳（英語、中国語ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語）」さらに電話相談（１１言語対応）を併せて活用することも推奨している。	子育てアプリ・愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳」「電話相談」の周知、名古屋国際センター行政相談（３者通訳システム）等他機関と連携し相談支援を充実していく。	子育てアプリ等で市の子育て情報等を配信、他機関と連携し、外国人に対して情報提供や相談支援を行う。
				69	清須市国際交流協会の活動支援と連携の強化	生涯学習課	継続	市内在住の外国人に対する支援を行っているが、外国人女性に対する相談支援や活動支援は行っていない。	在住外国人女性が抱える悩み相談支援や社会交流の活動支援ができるよう検討していく。	同左
				70	子育てアプリ「キヨスマ」では、６ヶ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信	児童保育課	継続	【児童保育課】子育てアプリ「キヨスマ」では、12カ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信。また、公益財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳（英語、中国語ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語）」さらに電話相談（１１言語対応）を併せて活用することも推奨している。	【児童保育課】子育てアプリ・愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳」「電話相談」の周知、名古屋国際センター行政相談（３者通訳システム）等他機関と連携し相談支援を充実していく。	【児童保育課】子育てアプリ等で市の子育て情報等を配信、他機関と連携し、外国人に対して情報提供や相談支援を行う。

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
５　福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり	１　安心して生活できる福祉サービスの充実	5　様々な困難を抱える人への支援	複合的な困難に直面する人々や、女性であることにより様々な困難な 問題に直面する人に対する支援を充実します。	71	愛知県と連携し、男女共同参画や困難女性等に対する相談業務における資質向上を図ります。	生涯学習課	新規			
				72	生理の貧困への対策及び支援を実施します。	社会福祉課	新規			
				73	重層的支援体制整備事業により、複合的に困難な状況に置かれている人々への相談や支援を実施します。	社会福祉課	新規			
	２　生涯を通じた健康づくりへの支援	1　男女の健康づくりへの支援	女性の検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を啓発するとともに、現代社会におけるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の啓発を行います。 また、身体的・精神的・社会的な多様性に配慮し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。 なお、地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるよう地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダーの育成を支援します。	74	市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導の即時実施	健康推進課	継続	がん検診（集団検診）を計９日間実施し、約2,000人の市民が受診している。受診の際に乳がんのセルフチェックや骨粗しょう症予防の指導を実施している。 令和８年度より検診にかかる自己負担金を５００円（ワンコイン）にした。	受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるために、節目年齢（子宮がん：20歳、乳がん：40歳）の女性への無料クーポン券の配付、要精密検査者に個別に受診勧奨を実施、また乳幼児健診で母親向けにがん検診のリーフレットを配布し、若い世代の受診率向上を目指す。	節目年齢の女性への無料クーポン券の配付、広報やホームページで女性の検診に関する周知。女性がん検診受診率の向上。将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合う「プレコンセプションケア」の視点を取り入れた健康教育を実施。出前講座等での啓発の継続をし、令和7年度より新規で女性ための健康講座を実施。
				75	自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施	健康推進課	継続	健康に関するアンケート調査では、睡眠で疲れがとれていない方が若い世代に多く、メンタルヘルスと睡眠・休養についての啓発が課題。こころの不調が引き起こす自殺の予防に向け、ゲートキーパーの普及や心の相談窓口の啓発を積極的に行う必要がある。講座の参加者は男性が少ない現状があり、男性参加の支援を図る。	心の健康相談、ゲートキーパー養成講座を継続して実施する他、広報や全戸配布チラシ等で心の不調や相談窓口について啓発する。また『こころの体温計』事業により、ストレスの気づきや早めの心のケアができるようにする。	ゲートキーパー養成講座及びゲートキーパーフォローアップ講座の実施、『こころの体温計』チラシの作成と配布、心の相談窓口の啓発、自殺対策計画の推進。
				76	健康づくりリーダーや食生活改善推進員、女性の会、商工会、企業など地域の団体との協働事業の実施	健康推進課	継続	健康日本21清須計画（第3次）及び清須市自殺対策計画（第2次）に基づき、市民が健康づくりに取り組めるよう支援している。健康づくり推進協議会などでその推進を図る。	引き続き、関係機関と協議し、進捗状況を確認しながら計画の推進を図る。	健康日本21清須計画（第3次）及び清須市自殺対策計画（第2次）の推進。
				77	「広報清須」や市のホームページにおける、健康に関する相談機関（来所・電話・メール）の周知	健康推進課	継続	「市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導の即時実施」 「自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施」を参照	「市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導の即時実施」 「自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施」を参照	「市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導の即時実施」 「自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施」を参照
				78	教育、保健、医療の関係者が連携し、プレコンセプションケアの啓発に努めます。	こども家庭課 健康推進課	新規			

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
５　福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり	２　生涯を通じた健康づくりへの支援	2 母子健康づくりへの支援	妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援するとともに、妊婦とその配偶者やパートナーに対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を啓発します。 また、子どもが健康的に過ごせるための知識や健康な生活習慣の実践を普及・啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。	79	母子健康手帳交付時の健康相談の実施、問題を抱えた妊婦の把握	こども家庭課	継続	母子健康手帳交付時の健康相談、妊産婦健康診査や乳児健康診査等の受診票の交付等を行い、安心して妊娠・出産できる環境を整えている。若年妊娠や望まない妊娠等を含めハイリスク妊娠については、電話連絡や訪問等を適宜行う。また関係機関と連携しながら妊娠から出産・子育てで継続した相談･支援が行えるようにしている。	妊娠期からの関わりが、その後の乳幼児期に至るまでの関係づくりに繋がる。当課のみでなく他課と連携し、子育てに関する情報提供を図り、切れ目のない支援を実施していく。またハイリスク妊婦については、行政のみならず他機関とも連携しサポートを行っていく。	妊娠３２週、産後２週に助産師または保健師が電話相談を行い、産前産後の支援を行う。適宜訪問や電話連絡を行い、母子の状況を確認するとともに、母親の身体的ケアへの保健指導や心理的ケア、育児指導、相談を行う。
				80	妊婦等健康診査や乳幼児健康診査等の受診の促進	こども家庭課	継続			
			子どもが健康的に過ごせるための知識や健康な生活習慣の実践を普及・啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。	81	若年妊娠や望まない妊娠等を含めた問題を抱えた妊婦に対する他機関と連携したサポート	こども家庭課	継続	健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通じて、こどもの健康・生活習慣等の知識の普及をし、児童保育課と共に子育て支援の充実を図っている。核家族化や地域の繋がりの希薄化により、相談相手がおらず孤立したり、育児未経験者で不安がある親が増えており、より一層の育児支援が必要とされている。	母子保健事業を通して、母子のニーズを把握し、母子の健康についての知識の普及、子育て支援の充実を図る。	こども家庭センターとして、関係機関と連携し、広報や保健事業等で周知を図ることで相談支援へと繋げる。
				82	パパママ教室の実施による、妊娠・出産についての知識の啓発、父親の育児参加の促進	こども家庭課	継続	安心して出産を迎えられるよう「栄養・歯・妊婦体操」「育児体験・沐浴体験」「夫婦で子育て」をテーマにパパママ教室を年１４回開催している。妊娠中から父親の協力が得られるよう、教室の中で父親に育児体験や妊婦体験を促し、育児参加の重要性を啓発している。	妊娠･出産の知識の普及と、市で行っている施策やサービス等の紹介を行い、支援していく。また、切れ目のない支援の一環としてパパママ教室以外に産後の支援事業を行い、仲間づくりや子育て情報の発信を行っていく。	体験、参加型の内容を継続し、夫やパートナーの参加を促す。市で行う教室の意義を活かし、市の施策やサービス、相談窓口の紹介を行う。また,参加者同士の繋がりが出来るよう、参加者の交流の場を設定する。
				83	「広報清須」や子育てアプリ「キヨスマ」、保健事業等を活用した「子育て世代包括支援センター」の周知	こども家庭課 児童保育課	継続	【児童保育課・こども家庭課】健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通じて、こどもの健康・生活習慣等の知識の普及をし、児童保育課と共に子育て支援の充実を図っている。核家族化や地域の繋がりの希薄化により、相談相手がおらず孤立したり、育児未経験者で不安がある親が増えており、より一層の育児支援が必要とされている。	【児童保育課・こども家庭課】母子保健事業を通して、母子のニーズを把握し、母子の健康についての知識の普及、子育て支援の充実を図る。	【児童保育課・こども家庭課】こども家庭センターとして、関係機関と連携し、広報や保健事業等で周知を図ることで相談支援へと繋げる。
				84	包括的性教育の推進	こども家庭課	新規			

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
５　福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり	２　生涯を通じた健康づくりへの支援		母子健康づくりへの支援							
			リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・生命の安全を、ライフステージを通して、権利としてとらえる概念）に関する情報を提供します。	85	思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の理解の促進	こども家庭課 学校教育課	継続	【こども家庭課】３歳児健康診査時にリーフレットを配布している。現在、学校主催で性教育を行っているが、実施している学校が限られており、全体的には実施できていない。 【学校教育課】思春期保健の重要性の認識を児童・生徒に広く浸透させる必要がある。	【こども家庭課】性に関する知識や性感染症の予防、望まない妊娠等を防ぐためにも、思春期保健が重要であり、学校教育課等との連携が必要である。また、ライフスタイルが多様化し、晩婚化、高齢出産等も増加しているが、自分で家族計画を考えることができるよう、情報を提供していくことが必要である。 【学校教育課】性に関する知識や性感染症の予防、望まない妊娠等を防ぐためにも、思春期保健が重要であり、健康推進課等との連携が必要である。また、ライフスタイルが多様化し、晩婚化、高齢出産等も増加しているが、自分で家族計画を考えることが出来るよう、様々な情報を提供していくことが必要である。	【こども家庭課】学校教育課と連携し、要望のあった学校へ思春期教室を実施することで、若年世代への性に関する知識の普及、啓発を行う。 【学校教育課】健康推進課等との連携を図り、思春期保健に関する情報提供の機会を創出する。
６　あらゆる暴力の根絶	情報提供や啓発１　ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向けた	１	暴力根絶のための啓発の充実	86	ＤＶに関するリーフレットの、市の主要窓口への設置	こども家庭課	継続	広報やホームページにて周知・啓発記事を掲載し、本館のトイレに相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置している。	広報やホームページへの掲載とともに、本館・西館のトイレに相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置し、継続して啓発活動を行っていく。	広報やホームページへの掲載とともに、本館・西館のトイレに相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置し啓発周知を図る。
			ＤＶ、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。	87	「広報清須」や市のホームページを通じた相談機関の啓発	こども家庭課	継続			
				88	「広報清須」や市のホームページにおける児童虐待通告の周知（児童虐待防止推進月間での11月に実施）	こども家庭課	継続			
			児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。	89	リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動	こども家庭課 高齢福祉課 社会福祉課	継続	リーフレットやチラシを窓口等来庁者が見える場所に配架することができているが、さらに周知に力を入れていく必要がある。	啓発活動を行うことができている。	啓発活動に努める。
				90	関係課・関係機関との連携強化	こども家庭課 高齢福祉課 社会福祉課	継続			
				91	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課や関係機関との協働による市民への意識啓発	社会福祉課	継続	障害者虐待に対する意識が希薄。 意識啓発が必要。	ＤＶをはじめとした暴力の根絶。	市民への意識啓発を継続。

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
6 あらゆる暴力の根絶	1 ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向けた情報提供や啓発	1 暴力根絶のための啓発の充実	児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。	92	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の実施による、虐待防止の啓発活動	高齢福祉課	継続	高齢者虐待防止については、介護支援専門員・民生委員・住民に広報・ホームページ・パンフレット等で虐待防止・早期発見の啓発に努めている。	市民の意識啓発が図れるよう、広報等の媒体を通じて、引き続き周知する。	介護支援専門員・民生委員・住民に広報・ホームページ・パンフレット・電子媒体等で虐待防止や虐待の早期発見の啓発に努める。
				93	「広報清須」や市のホームページを活用した、虐待防止と情報提供の呼びかけ	高齢福祉課	継続	虐待の相談窓口については、介護支援専門員・民生委員・住民に広報・ホームページ・パンフレット等で周知に努めている。	市民の意識啓発が図れるよう、広報等の媒体を通じて、引き続き周知する。	虐待の相談窓口については、介護支援専門員・民生委員・住民に広報・ホームページ・パンフレット等で周知に努めている。
				94	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動	こども家庭課	継続	児童虐待防止推進月間に広報及びホームページに児童虐待通告の周知に関する記事を掲載し、啓発月間には庁舎内及び市内施設・市内医療機関等に児童虐待防止ポスターの配布及び掲示をした。	広報やホームページへの掲載とともに、庁舎内及び市内施設・医療機関等にチラシを設置し周知を図り、継続して啓発活動を行っていく。	児童虐待については啓発月間に庁舎内及び市内施設、市内医療機関等に児童虐待防止ポスターの配布及び掲示を行い、啓発を図る。
			なお、被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりＤＶや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。	95	リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動	こども家庭課	継続	リーフレットやチラシを窓口等来庁者が見える場所に配架することができているが、さらに周知に力を入れていく必要がある。	啓発活動を行うことができている。	啓発活動に努める。
				96	関係課・関係機関との連携強化	こども家庭課	継続			
				97	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動	こども家庭課	継続	広報やホームページに児童虐待に関する記事を掲載し、市内医療機関等にポスターの配布及び掲示をした。 乳幼児健診時に虐待予防啓発チラシを配布し、民生委員には４月及び11月、校長会においては４月に児童虐待の通報を含めた啓発を行った。	広報やホームページ・チラシ等を活用し、母子保健推進員やファミリー・サポート・センター提供会員向けに、DVや児童虐待についての理解をしていただくための講座を開催。乳幼児健診時には虐待予防啓発チラシを配布し、民生委員や校長会においても必要性について継続して啓発活動を行っていく。	広報やホームページへの掲載とともに、乳幼児健診時に啓発チラシを配布し、民生委員等へ啓発周知を図る。また、母子保健推進員やファミリー・サポート・センター提供会員向けにDVや児童虐待についての理解をしていただくための講座を開催する。
				98	母子保健推進員研修会における啓発活動	こども家庭課	継続			
		2 若年層に対する予防啓発	若い男女間で起きているデートＤＶに対応するため、高校や大学などに対し出前講座を実施します。	99	高等学校及び大学での講座の実施	こども家庭課	継続	デートDVに対する出前講座の実施はまだないが、家庭内DVに合わせてデートDVの啓発が必要になると考えている。	高校及び大学から講座の要請等があった場合に対応していく。	高校及び大学から講座の要請等があった場合に対応していく。
				100	ＤＶ相談に関する啓発カードの公共施設への設置	こども家庭課	継続			
				101	小・中学校での人権教育の推進	学校教育課	継続	デートDVに対応できるよう知識向上度の把握の困難性。	保健体育や道徳の授業などで実施する方向で、関係機関と検討していく。	啓発の機会を創出できるよう調整を図る。

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
6 あらゆる暴力の根絶	2 相談・連携体制の整備・充実	1 相談体制の整備・強化	相談員への研修機会を充実し、相談員の資質の向上を図ることにより、ＤＶ被害者の二次被害を防止します。	102	青少年家庭教育相談員、女性相談員の、ＤＶ被害者保護支援に関する研修への参加促進	こども家庭課 学校教育課	継続	【こども家庭課】相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加している。 【学校教育課】研修や講座等への参加の支援に努めている。	【こども家庭課】今後も相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加していく。 【学校教育課】引き続き、研修を実施し資質向上を図るとともに、関係機関との情報共有等の連携に努める。	【こども家庭課】相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加していく。 【学校教育課】関係機関等との情報連携に努め、研修を通じて、相談員等の資質向上を図る。
		2 相談業務の周知・啓発	広報紙、市のホームページなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。	103	「広報清須」や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」を通じた、女性相談、家庭児童相談窓口の周知	こども家庭課	継続	「広報清須」や市ホームページ、「子育て応援ガイド」、子育てアプリ「キヨスマ」を通じて、子育てに関する悩みや困りごと相談、家庭相談、女性相談等の案内を掲載し利用者に啓発をしている。	今後も「広報清須」や市ホームページ、「子育て応援ガイド」、子育てアプリ「キヨスマ」を通じて、子育てに関する悩みや困りごと相談、家庭相談、女性相談等の案内を掲載し利用者に啓発を継続していく。	「広報清須」や市ホームページ、「子育て応援ガイド」、子育てアプリ「キヨスマ」を通じて、子育てに関する悩みや困りごと相談、家庭相談、女性相談等の案内を掲載し利用者に啓発を継続していく。
				104	「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知	社会福祉課	継続	市広報及びホームページ等により相談窓口を周知しているが、市民への認知が十分でなく、さらなる周知が必要である。	相談窓口を啓発し、速やかな対応を実施。	市民への意識啓発を継続。
				105	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課と協働し、市民の意識啓発を図る	社会福祉課	継続	市広報及びホームページ等により相談窓口を周知しているが、市民への認知が十分でなく、さらなる周知が必要である。	相談窓口を啓発し、速やかな対応を実施。	市民への意識啓発を継続。
				106	市のホームページの掲載内容を確認し、最新の情報提供に努める	人事秘書課	継続	広報紙やホームページへ掲載していない相談窓口等があれば、掲載するよう担当課に促す。	広報紙やホームページへ掲載していない相談窓口等があれば、掲載するよう担当課に促す。	継続的に広報紙へ相談窓口の記事を掲載していく。
				107	「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知	高齢福祉課	継続			

基本目標	施策	施策の方向	施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
								現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
6 あらゆる暴力の根絶	2 相談・連携体制の整備・充実	3 連携体制の充実	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	108	関係機関と連携した専門的な相談への対応	全課	継続	【人事秘書課】市ホームページ「ご意見箱」等に情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。 【企画政策課】 ・関係機関と連携した専門的な相談への対応。 ・警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。 ・虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。 【危機管理課】西枇杷島警察署とは、防犯事業等を通じて平常時から、情報共有・信頼関係を保って迅速に対応できるよう体制を整えている。 プロジェクトチームの設置までは至っていないが、概ね市役所内の連携体制及び情報共有体制は構築できている。 【税務課】 ・関係機関との連携した専門的な相談への対応 ・警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限　　・虐待通報時の関係機関との情報共有、被害者への支援の実施。 【財産管理課】市役所内の情報共有ができていない。 【市民課】支援措置に関する要綱及びマニュアルを調査し、整備。 申出を収受し、住民票、戸籍附票の発行を制限、市役所内及び関係市町村に支援措置の対応を依頼。 【保険年金課】関係機関と連携した専門的な相談への対応。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。マイナンバーカードを通じた医療機関受診情報等の閲覧制限の実施。社会保険から国民健康保険へのスムーズな移行が課題である。 【生活環境課】庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携し情報共有を行っており、今後も暴力、虐待等が発生した場合は、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援を行っていく。 【産業課】リーフレットやチラシを窓口等来庁者が見える場所に配架することができているが、さらに周知に力を入れていく必要がある。 【社会福祉課】専門的・困難ケースに対する知識不足。 【高齢福祉課】高齢者虐待は市役所（高齢福祉）と地域 包括支援センターが通報受付窓口になっている。虐待の疑いがある場合は速やかに事実確認を行い、虐待の認定の有無を判定し、対応方針を決定する。必要に応じて庁内外関係部署・介護事業所・警察署等と情報共有や協力依頼を行いながら、被害者への支援を行っている。 【こども家庭課】相談内容によって、各関係機関と連携し、市役所内の他部署とも情報共有を図り、被害者への最善の支援体制に務めている。また、被害者の居住地が市外にある場合は、居住地の市役所との連携も内容によって必要なケースもある。 【健康推進課】こども家庭課、社会福祉課等の関係課及び機関と情報共有及び連携を図る。 【学校教育課】庁内関係部署等の連携、情報共有に努めている。 【スポーツ課】関連団体等と連携を密にし、情報共有を図ることで事態の悪化を防止できている。今後についても、継続した情報共有等を実施するため連携体制を推進していく。	【人事秘書課】市ホームページ「ご意見箱」等に情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。 【企画政策課】状況に合わせた柔軟な対応並びに行動ができるよう情報共有を行う。 【総務課】平常時から警察との情報共有･信頼関係を保ちながら、あらゆるＤＶ事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。 【危機管理課】DV被害者が安全・安心に避難生活を過ごせるようにする。 【税務課】 関係課との連携体制を確立し、情報共有を図る。 【財産管理課】情報共有に努める。 【市民課】引き続き、支援措置の実施に取り組んでいく。 現在は総務省の住民基本台帳法施行令及び省令等に基づき、各市区町村ごとに要綱等を作成しているが、統一した仕組みがあれば、全国どこの市区町村でも同じ対応ができる。ＤＶ被害者等の身の安全を確保するため全国統一の取扱いとなる法制度の整備を要望していく。 【生活環境課】庁舎関係部署や、警察棟、他の機関、団体と連携し情報共有を図るとともに、暴力、虐待等が発生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援を行っていく。 【産業課】啓発活動を行うことができている。 【社会福祉課】専門的な相談対応の実施。 【高齢福祉課】今後も高齢者虐待事案については、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。 【こども家庭課】今後も継続的に、庁内他機関含めた各関係機関と今以上に連携を深めて対応していく。 【健康推進課】こども家庭課、社会福祉課等の関係課及び機関と情報共有及び連携を図る。 【学校教育課】引き続き、警察、他の関係機関や団体等と連携をし対応していく。 【スポーツ課】各団体とのさらなる連携を深めるため、相互のイベントに補助員を派遣するなどを行っていく。	【人事秘書課】情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。 【企画政策課】情報共有に努める。 【危機管理課】平常時から警察との情報共有･信頼関係を保ちながら、あらゆるＤＶ事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。 【税務課】 COKASでの証明書発行の際、付箋及び警告情報がついている場合は確認してから発行する。 【財産管理課】市役所内における各課間の情報共有に努める 【市民課】支援措置に関する要綱及びマニュアルの整備。 支援措置申出者名簿の更新。 中間サーバー開示制限の設定。 選挙人名簿閲覧の報告。 固定資産台帳情報の連携。 【保険年金課】情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。 【生活環境課】庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携し情報共有を行う。また、暴力、虐待等が発生した場合は、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援を行っていく。 【産業課】啓発活動に努める。 【社会福祉課】ケース会議等を通じて、市役所内及び外部の関係機関との連携を継続。 【高齢福祉課】今後も高齢者虐待事業については、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。 【こども家庭課】相談内容によって、各関係機関（庁内他機関含め）と今以上に連携を深めて適切な対応に努める。 【健康推進課】こども家庭課、社会福祉課等の関係課及び機関と情報共有及び連携を図る。 【学校教育課】警察等、他の機関との情報連携に努める。 【スポーツ課】関連団体と協力、連携し、専門的な相談窓口へ誘導する。 虐待通報時については、関係機関との情報共有・被害者の支援等を実施する。
				109	警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限		継続			
				110	虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施		継続			
				111	市役所内の連携体制、情報共有体制を強化		継続			

基本目標	施策	施策の方向		施策内容	通し№	具体的な取組	担当課	見直しの方向	庁内ヒアリング結果		
									現状と課題	令和８年度までに目指す方向性	令和８年度の予定・計画
６　あらゆる暴力の根絶	３　被害者に対する支援の推進	1	一時的な保護、支援の実施	ＤＶ被害者を一時的に保護し、加害者から離れて自立して生活できるように、関係機関と連携し、施設の入所や就職の斡旋等を行います。	112	希望があった場合の母子生活支援施設への円滑な入所支援	こども家庭課	継続	DV被害者から相談があり加害者からの暴力から身を守りたい意思があった場合、一時保護し、関係機関と連携し、母子生活支援施設へ入所させている。	DV被害者の状況に応じて、一時保護や施設入所の対応を行う。 入所者に対しては、施設退所に向けて自立した生活ができるように、継続して関係機関と連携しながら対応する。	DV被害者に対しては、利用できる制度等の説明や対応を関係機関とともに行っていく。入所者へは、退所に向けて自立した生活ができるように就労等支援を行う。
					113	関係機関との連携	こども家庭課	継続			
		2	自立支援体制の確立	ＤＶ被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。	114	母子生活支援施設へ入所させることによる経済的援助及び施設の母子指導員による相談援助などの長期的支援	こども家庭課	継続	母子生活支援施設には、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなど、様々な心配事を相談できる母子指導員が配置されており、母子の生活指導を行う自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的支援等各種の長期的な支援を行っている。さらに、利用者の方と一緒に自立に向けた計画を作り、支援している。	DV被害者の立場に寄り添い、継続して関係機関（母子生活支援施設の母子指導員）と共に自立に向けた長期的な支援を行う。	DV被害者に対して、退所に向けて自立した生活ができるように相談支援・経済的支援等利用できる制度等の説明や対応を行う。
					115	被害者の自立に向けた計画の作成	こども家庭課	継続			